

秘密指定解除
情報公開室

柜种

李紹昌

米与长

十月廿四日 總理外務部 在東京使金張錄

日寺

所製

卷四

ナナ

一
續筆

一七

[illegible]

3

族白金部

古序

日事
1424

岸曉鐘

謝山大臣

山
石
之
下

木村米子

江戸米屋

李師範

1604

マソリス去決

市上小五

25 書信

物理

遷参に開し給ふあり

古史

如理、外務大臣御多忙中幸甚。承印、いゝやうに書は可矣。

其は夫より米子何の——
 船の足解並に——
 一の拉き乃至——
 其様と云ふ？

へまもきつりいせにさせざるべし。あ、保障制度に同じおぼすは様々なる

こゝは既に述べた通り、こゝは半島が多少内陸を重き税という様なあり。又日本

朝鮮に主をよつようと云ふこゝは地はさう。協定書には日本朝鮮の
tribute

あり。本件に同じとは平等に同じ半島内にも同じ及びするあり。即ち今この話

今は、半島とすれば内地と異なり保存了唐況且地境の権利を自ら認めし。

きつりいせにさせざるべし。あ、保障制度に同じおぼすは様々なる

きつりいせにさせざるべし。あ、保障制度に同じおぼすは様々なる

船中御所の老破の上に日まき船内居住。又いへば米内居住令船を堅固
に持続性有固信にするなり。此は相互に有るべきをさうとするに在り。
其の方には日まきのみならず米内居住も幾分の困難な問題が在ることは
事實である。いふまでもなく、新船の要は堅固にせよと云ふものは一切止めて、
船からカートを金で買ひ取りて行く積りである。従来其船は米内居住と
の面では、平土にお預合と云ふまゝなり。たゞ船の堅固に在りては、當り平土にお
預合と云ふは、行かない。

昭和新聞に米國事だともか、信つてゐるが、それは全く根據のないものであつた。書は
自分は一紙の沙金を受領した。以て要は、今このあたりにある様々の奥にこゝ
でとて必要せうともある。これは御覽願ふ。以上千の御禮明を致しませう。

(草書四部記序)

草書四部記序とは、草書が早く軍事の目的を以て考へられたことを
示している。即ち草書は、軍事上の必要から、通達や伝言の利便性を
図るため、意図的に構造的な協力関係を築くことができた。その結果、草書は

これは日米間の協定を修訂するに依り、何らかの形で、その協定の
内容に若干の変更を要する。

これは同盟国と日本との間に同様の協定を締結する。又昨九日、日本は
地味協定の協定と同じ内容の協定を締結する。又昨九日、日本は
この同盟国と日本との間に同様の協定を締結する。

これはNATO協定と日本との間に同様の協定を締結する。又昨九日、日本は
協力関係の協定を締結する。又昨九日、日本は

表現にあらざる。何れの手段とあ合に在るであらう」と云ふ表現は、モロモロと義
 々たる表現で、最も強き表現である。何れ相互援助の係りに於ても同じ表現で
 ある。「意図上の手続に従ふ」といふであらう。何れ協定をなす際、その手
 続は排除される。完全にはなすに及ばず、日米間に在るべきものとするが、この表現で
 意図上の問題は解決すると思ふ。以上を以て五項の文には手続の重要性を
 示すに在るであらう。右諸令の総称として解する。右諸令三項は相互援助の
 條にある。

分限する。米國が日本防衛の義務を果すために、其に必要とするものは、其に必要があることか
ら、其の決定は、其の必要を果すために、其に必要があることか

から、其の決定は、其の必要を果すために、其に必要があることか

から、其の決定は、其の必要を果すために、其に必要があることか

から、其の決定は、其の必要を果すために、其に必要があることか

から、其の決定は、其の必要を果すために、其に必要があることか

必要がある。

記録より

分限する。米國が日本防衛の義務を果すために、其に必要とするものは、其に必要があることか

主件は極々重大である。今更には御意見を承ることは期待しないが、本

件事は要領は移すにまつものあり。日本の要領、其の他は既に面々

の存願がよいことを期待している。若し今更になければ、今更に述べさせて

貰うまい。

協理 お掛け下さい。

大使 協理及び駐在員の佐藤氏が、並に持参した、その長文は好ま

他に

張る中に二つの問題がある。一つは機密保持の問題、二つは日本と

或は用う二つある。海軍には、日本が信託を受ける。日本は海軍

軍に日本の基地を使用させることは多分である。日本外に海軍には海軍がある

日本。日本は海軍協力に行ふが、日本基地を他国に提供することには協力を

する。海外には日本が海軍の協力する基地を使用する。日本は協力を

と云ふことをする。これはオーストラリアに申しやるが、主はアメリカンには

此二つの問題の方が余計に早く解決されるであろう。此二つの問題

のうち、双方の要請をえるものとして、それらを解決する。それら

カラスは核を食ひて肉すまふ。此等には通事と云ふ核を食ひて肉すまふ。一匹を飼ふてもあつて核を食ひて肉すまふ。此等は通事と云ふ核を食ひて肉すまふ。一匹を飼ふてもあつて核を食ひて肉すまふ。此等は通事と云ふ核を食ひて肉すまふ。

外務省

了解を要する。吾等國の價値ある邦交に對し、信託は日本自身

の利益に關するものであると云ふことは、如何せん、少しも其の

あり、吾國は此等種族の力を、常に要視してゐる。

此等種族は、今や、種族の交換を又、其の形にすることを欲してゐる。

即ち、此等種族の解は、手続上の問題である。此等種族は、其の形

形で、解は、其の形である。此等種族は、其の形である。此等種族は、其の形

共に、其の形である。此等種族は、其の形である。此等種族は、其の形

尚ほにもう一九五二年九月の古田アチン交換の問題がある。

交換とは交換の多く手続の多岐にわたるものから、交換

の交換とは交換の多く手続の多岐にわたるものから、交換

あると交換の多く手続の多岐にわたるものから、交換

はコンクリートで、交換の多く手続の多岐にわたるものから、交換

白く、交換の多く手続の多岐にわたるものから、交換

この頁不開示。

本日の会議に於て、新聞の如く如何の問題ある、此の點を述べ上げ、
又は事件に因す機を保持の問題あり、米州は大陸の如くあり、
又チリ及び一ふのみに限る限り、又西諸州に於てより同様の
事情の特別扱いをせしむる、國府者でも、米州の如くをせしむるは
最早やうと云ふ事あり、此は又今般には、草率の問題あり、
何れに於てあり。

1956年

2 10 5

卷之六

الحمد لله

总理

判

方如

康

移し又此の如くにして進めざる可き事とす。尚ほ所あるもの
南上今後この如くは人の合議には任せるに在る事軍の代表を列席せ
せることいふ御了解を得て置かむ。

(注) 支那より所定の草案及び方針をこの部の保護は

米局長 各局長 日本参事を 米保長 とせり。

協理より当面は西の部内も協理の移入にのみ

とし、協和とす様強く指示ありたり。

追記

本件合議終了後、協議以下、日本側主席者は約一時間

残り、この期間のリアクションを中心に話合った。其の協議理

は、日本の意見は戦争を嫌悪すること、顕著なところあり、

北條が白を以て承諾するところを期待し、其の為め白を

書けと迫ると云ふことは当然であるが、北條はさう何か

日本が難境に陥る以上、戦争に終るべき危険が

皆すくなく、極端に低いことは、終つては、終つては、終つては、

とり西を強羽した。

SECRET

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

PREAMBLE

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of stability and economic well being in their countries and in the Pacific area,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in

SECRET

三三・一〇・四
米次一
次系

SECRET

-2-

their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them, including economic cooperation with other friendly and like-minded countries in the Pacific area.

ARTICLE III

In order more effectively to achieve the objectives of this Treaty, the Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack and to prevent and counter subversive activities directed from without against their territorial integrity and political stability.

SECRET

SECRET

-3-

ARTICLE IV

The Parties will consult together regarding the implementation of this Treaty and whenever in the opinion of either of them the territorial integrity, political independence, or security of either of them is threatened in the Pacific.

ARTICLE V

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific directed against the territories or areas under the administrative control of the other Party would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE VI

In furtherance of the ^{*}objectives of this Treaty, the United States has the use of certain bases in Japan. With respect to the use of these bases and the status of United States Forces in Japan, the Administrative Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952 as amended, shall continue in force.

SECRET

SECRET

-4-

ARTICLE VII

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

ARTICLE VIII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and Japan in accordance with their respective constitutional processes and will enter into force when the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Tokyo.

ARTICLE IX

The Security Treaty between Japan and the United States shall expire upon the entering into force of this Treaty.

ARTICLE X

This Treaty shall remain in force indefinitely. However, after the Treaty has been in force for 10 years either party may terminate it one year after notice has been given to the other party.

SECRET

この頁不開示。

Prime Minister Kishi and Foreign Minister Fujiyama met with Ambassador MacArthur today. The meeting was pursuant to the agreement reached in Washington between Foreign Minister Fujiyama and Secretary Dulles that following Foreign Minister Fujiyama's return to Tokyo, the present security arrangements between Japan and the United States would be re-examined through diplomatic channels with a view to adjusting them on a basis entirely consistent with the new era in relations between the two countries affirmed between Prime Minister Kishi and President Eisenhower in the Joint Communiqué of July 22, 1957.

The discussions today involved a preliminary exchange of views ~~on security questions, including~~ with regard to the possibility of replacing the present security treaty with a new security treaty. Consideration was also given to arrangements for continuing the discussions on this subject. It was agreed that there would be further meetings in the coming weeks to discuss these matters in greater detail.

(Foreign Minister Fujiyama's recent)
This included a review of discussions in with
~~Washington between Foreign Minister Fujiyama~~
~~and Secretary of State Dulles in Washington~~

昭三〇、七、二七

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（試案）

日本国及びアメリカ合衆国は、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信頼並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに共存しようとする願望を再確認し、かつ太平洋地域における平和の機構を強化することを希望し、日本国が自国の防衛力を漸進的に増強する意思を表明し、かつ現にそのための計画を実施しつつあること、並びにアメリカ合衆国が、日本国の右の計画の進行に応じ、自国の軍隊を日本国より撤退せしめる意思を表明したことを考慮し、

千九百五十一年九月八日の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に代るべき両国間の相互防衛に関する条約を締結することに決し、

よつて、両国は次のとおり協定した。

第一条（国際紛争の平和的解決）

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自国が巻き込まれることのあるいかなる国際紛争をも、平和的手段によつて、国際の平和、安全及び正義を危くしないように解決すること、並びにその国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を国際連合の目的と両立しないような方法で行わないことを約束する。

第二条（自衛能力の維持、発展）

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するため、自助及び相互援助により、単独に及び共同して武力攻撃に抵抗するための個別的及び集団的の自衛能力を維持し、かつ発展させるものとする。

第三条（協議条項）

締約国は、その外務大臣又はその代理者を通じ、この条約の実施に関して随時に協議し、また、いずれか一方の締約国が、西太平洋においてその領土保全、政治的独立又は安全が外部からの武力攻撃

によつて脅かされたと認めるときは、いつでも協議するものとする。

第四条（相互防衛の発動条項）

各締約国は、西太平洋区域においていずれか一方の締約国の領域又はその施政権下にある地域に対して行われる武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと認め、かつ、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するため行動することを宣言する。

第五条（米駐留軍の撤退）

一 千九百五十一年九月八日の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内に配備されたアメリカ合衆国の軍隊は、この条約の効力発生とともに、撤退を開始するものとする。

二 アメリカ合衆国の陸軍及び海軍の一切の地上部隊は、日本国の防衛六箇年計画の完遂年度の終了後おそくも九十日以内に、日本国よりの撤退を完了するものとする。

アメリカ合衆国の空軍部隊及び海軍の海上部隊の日本国よりの

撤退期限は、両締約国政府間におつて協議決定するものとする。

（ただし右の期限は、いかなる場合にも、前項による地上部隊の撤退完了後六年以内でなければならぬ。）

第六条（残留米軍の使用目的及びその地位）

一 第五条二、の撤退期限前において、日本国に残留するアメリカ合衆国の軍隊は、第四条の目的のために使用することができ。

二 一、に掲げるアメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、別に両締約国政府間の協定で決定する。

第七条（安保条約の終了）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、その第四条の規定に従い、この条約の効力発生るときに、その効力を失う。

第八条（批准条項）

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければ

ばならない。この条約は、批准書が兩國によつて〇〇で交換されたときに効力を生ずる。

第九条（有効期間）

この条約は、二十五年間引き続いて効力を有する。もつとも、第五条及び第六条の規定は、アメリカ合衆国の軍隊の日本国よりの撤退完了のとき、その効力を失う。

締約国のいずれか一方がこの条約を終了せしめる意思を右の期間満了の一年前に通告しないときは、この条約はさらに五年間引き続いて効力を有し、その後も同様に順次延長される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十年 月 日〇〇で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために